

遺言者が預けた遺言書を返してもらう（撤回）

遺言者は、遺言書保管所に保管されている遺言書について、保管の申請の撤回をすることにより、遺言書の返還等を受けることができます。

保管の申請の撤回の流れ ※保管の申請の撤回は、遺言の効力とは関係がありません。

1 撤回書を作成する

撤回書に必要事項を記入してください。
撤回書の様式は、[こちら](#)からダウンロードできます。



保管の申請の撤回ができる者
・遺言者本人のみ



本人確認
遺言者の本人確認のため、運転免許証等、**顔写真付きの身分証明書**を提示していただきます。



2 撤回の予約をする

法務局手続案内予約サービス専用HP
(<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>)
からご予約いただけます。



保管の申請の撤回ができる遺言書保管所
遺言書の原本が保管されている遺言書保管所のみです。

3 撤回し、遺言書を返してもらう

撤回書（及び添付書類）を遺言書保管所に提出してください。



添付書類 不要です。ただし、保管の申請時以降に遺言者の氏名、住所等に変更が生じている場合には、変更が生じた事項を証する書面を添付する必要があります。

※遺言書の保管の申請の撤回には手数料はかかりません。

遺言者が変更事項を届け出る（変更の届出）

遺言者は、保管の申請時以降に氏名、住所等に変更が生じたときには、遺言書保管官にその旨を届け出る必要があります。

変更の届出の流れ

1 届出書を作成する

届出書に必要事項を記入してください。
届出書の様式は、[こちら](#)からダウンロードできます。



変更の届出ができる者
・遺言者本人 左記の親権者や成年後見人等の法定代理人

2 変更の届出の予約をする

法務局手続案内予約サービス専用HP
(<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>)
からご予約いただけます。



変更の届出ができる遺言書保管所
全国のどの遺言書保管所でも届出をすることができます。※変更の届出は郵送でも可能です。

3 変更の届出をする

変更届出書及び添付書類を遺言書保管所に提出又は送付してください。



添付書類 変更が生じた事項を証する書面（住民票の写し、戸籍謄本等）
請求人の身分証明書のコピー

法定代理人が届出する場合 戸籍謄本（親権者）又は登記事項証明書（後見人等）（作成後3か月以内）

※遺言者本人以外の氏名、住所等に変更が生じた場合には、添付書類は不要ですが、正確な通知のためには住民票等で確認いただいた上で届けてください。

※変更の届出には手数料はかかりません。